

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療の保険料の期割・徴収事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等の窓口業務を実施している。 ⑤過誤納となった保険料について、納付義務者へ還付を行う。また、還付金の受け取りについて公的給付支給等口座(以下、「公的受取口座」という。)の利用希望があった場合、公金受取口座情報を確認する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1号 別表第一 第59項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第83項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第82項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項並びに第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

保険年金課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い実施し、システム入力時など特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管するなど対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムへのアクセスにおいては、認証カードによって厳格な本人認証を行っている。また、アクセスログを記録し、システムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号 別表第一第59項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 第1、2、3、4、5、6の各号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一 第59項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	時点修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第82項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第83項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 别表第二 第83項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 别表第二 第82項	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年1月24日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 别表第二 第83項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 别表第二 第82項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 别表第二 第83項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 别表第二 第82項	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目、1対象人數、評価対象の事務の対象人數は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か	平成31年1月24日時点	令和3年1月25日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年3月10日	II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か	令和3年1月25日時点	令和4年1月26日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か	令和4年1月26日時点	令和7年10月31日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報、2特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等の窓口事務を実施している。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等の窓口事務を実施している。 ⑤過誤納となった保険料について、納付義務者へ還付を行う。また、還付金の受け取りについて公的給付支給等口座(以下、「公的受取口座」という。)の利用希望があった場合、公金受取口座情報を確認する。	事後	法令上の根拠修正
令和7年10月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第83項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第82項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第83項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第82項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項並びに第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25号	事後	法令上の根拠修正
令和7年10月31日	IV リスク対策8.人手を介在させる作業	未記入	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い実施し、システム入力時など特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管するなど対策を講じている。	事後	新様式による追加
令和7年10月31日	IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策	未記入	当該システムへのアクセスにおいては、認証カードによって厳格な本人認証を行うとともに、アクセス権限への付与を必要最低限の職員に限定している。また、アクセスログを記録し、システムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考える。	事後	新様式による追加